# 昭和五十四年通商産業省令第七十七号

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関す る法律施行規則

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 二項並びに第四項並びに第六条の規定に基づき、 項、 施行規則を次のように定める。 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法 (昭和五十四年法律第三十三号) 第二条第1 第三条、第四条第一項第一号及び第三号、第

第一条 この省令において使用する用語は、特定 四年政令第二百三十一号。以下「令」という。) において使用する用語の例による。 設置工事の監督に関する法律施行令(昭和五十 (以下「法」という。) 及び特定ガス消費機器のガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 (軽微な工事

第二条 法第二条第二項の経済産業省令で定める 軽微な工事は、次のとおりとする。 特定ガス消費機器であつて、屋外に設置さ

一 特定ガス消費機器に該当する燃焼器に接続 気扇 (以下「排気筒等」という。) の変更のされる排気筒又は当該排気筒に接続される排 を変更するものを除く。) れるものの設置又は変更の工事(屋内に位置

の特定ガス消費機器の給排気部に係るもの及形状又は能力の変更を伴わないもの(密閉式 前号に掲げるものを除く。)

工事であつて、当該排気筒等の材料、位置、

器の給排気部に係るもの及び第一号に掲げる更を伴わないもの(密閉式の特定ガス消費機 の工事であつて、ガスの消費量の増加、位置一 特定ガス消費機器に該当する燃焼器の変更 ものを除く。) の変更又は告示で定める安全装置の機能の変

第三条 法第三条の規定による監督は、 により行うものとする。 (監督の方法) 次の各号

切な業務場所において、特定ガス消費機器の特定工事の施工場所又は事務所その他の適 指示すること。 全装置の機能を喪失させてはならないことを 設置場所、排気筒等の形状及び能力並びに安

切な業務場所において、特定工事の作業を監 督すること。 特定工事の施工場所又は事務所その他の適

切な業務場所において、特定ガス消費機器が 特定工事の施工場所又は事務所その他の適

> の経済産業省令で定める技術上の基準に適合 兀 第百五十九条第二項又は液化石油ガスの保安 していることを確認すること。 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号) .十二年法律第百四十九号) 第三十五条の五 確保及び取引の適正化に関する法律(昭和

施と同等の効果を有するよう適切な情報通信 業務場所において指示、監督及び確認(以下 技術を用いること。 は、特定工事の施工場所における指示等の実 「指示等」という。)を実施するに当たつて 前三号の規定により事務所その他の適切な

(指定の申請)

第三条の二 法第四条第一項第一号の指定は、当 該指定を受けようとする者の申請により行う。 (申請書及び添付書類)

第三条の三 前条の申請は、様式第一による申請 を受けようとする日の四月前までに、 書に次の各号に掲げる添付書類を添えて、指定 大臣に提出して行うものとする。 経済産業

定款及び登記事項証明書

その設立時における財産目録又はこれらに準 事業年度に設立された法人である場合には、 定を受けようとする者が当該申請の日を含む らに準ずるもの(法第四条第一項第一号の指 ける財産目録、貸借対照表及び損益計算書若申請の日を含む事業年度の前事業年度にお ずるもの) しくは収支計算書並びに事業報告書又はこれ 3

三 申請の日を含む事業年度における事業計

四 法第四条第一項第一号の指定後二年間の財 五. 政計画及びこれに伴う収支予算書 法第四条第一項第一号の指定後三年間の同 役員の氏名及び経歴を記載した書類

該当しないことを説明した書類 いう。) の実施に関する計画書 次条第一項第一号イ及びロに掲げる事由に

う。)に係る業務(以下「資格講習業務」と

号に規定する講習(以下「資格講習」とい

八 資格講習業務以外の業務を行つているとき (指定の基準) は、その業務の種類及び概要を記載した書類

(指定の更新)

第三条の四 経済産業大臣は、第三条の二の申請 ときは、その指定を行うものとする。 を行った者が次の各号に適合していると認める 次に掲げる事由に該当しないこと。

2

項の指定の更新について準用する。この場合に

れ、その取消しの日から二年を経過しない 者であること。 第四条の七の規定により指定を取り消さ

ロ その業務を行う役員のうちに法又は法に ることがなくなつた日から二年を経過しな られ、その執行を終わり、又は執行を受け 基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せ い者であること。

関する計画が、資格講習業務の適確な実施の の他の事項についての資格講習業務の実施に ために適切なものであること。 職員、設備、資格講習業務の実施の方法そ

三 前号の資格講習業務の実施に関する計画を 的能力があること。 適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術

法人であること。

Ŧī. 業務の適確な実施に支障を及ぼすおそれがなには、その業務を行うことによつて資格講習 いこと。 資格講習業務以外の業務を行つている場合

2 る事項を記載してするものとする。 指定は、指定資格講習機関指定簿に次に掲

指定年月日及び指定番号

一 指定を受けた者の名称及び住所並びに代表 者の氏名

在地 資格講習業務を行う事務所の名称及び所

兀 指定の期限

う。) が第一項各号(第一号を除く。) のいずれ るため必要な措置をとるべきことを勧告するこ 定資格講習機関に対し、これらの規定に適合す かに適合しなくなつたと認めるときは、その指 定を受けた者(以下「指定資格講習機関」とい とができる。 経済産業大臣は、法第四条第一項第一号の指

第三条の五 指定資格講習機関は、第三条の四第(指定資格講習機関の名称等の変更の届出) 二項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しよ 前までに、様式第二による届出書を経済産業大うとするときは、変更しようとする日の二週間 臣に提出しなければならない。

第三条の六 法第四条第一項第一号の指定は、 期間の経過によつて、その効力を失う。 して三年ごとにその更新を受けなければ、その 該指定を受けた日の属する年度の初日から起算 第三条の二から第三条の四までの規定は、前 当

「様式第三」と読み替えるものとする。 おいて、第三条の三中「様式第一」とあるの

第三条の七 きは、この限りでない。 三条の四第一項第一号のいずれかに該当すると り指定資格講習事業の全部を承継した法人が第 を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若し を承継する。ただし、指定資格講習事業の全部 部を承継した法人は、指定資格講習機関の地位 法人若しくは分割により指定資格講習事業の全 併後存続する法人若しくは合併により設立した 合併若しくは分割(指定資格講習事業の全部を 全部を譲渡し、又は指定資格講習機関について 事業(以下「指定資格講習事業」という。)の くは合併により設立した法人若しくは分割によ 定資格講習事業の全部を譲り受けた法人又は合 承継させるものに限る。)があつたときは、指 指定資格講習機関が当該指定に係る

2 出書に次の各号に掲げる添付書類を添えて経済 承継した法人は、遅滞なく、様式第四による届 産業大臣に提出しなければならない。 前項の規定により指定資格講習機関の地位を

定資格講習事業の全部の譲渡しがあつたこと した法人にあつては、その法人の定款及び指を譲り受けて指定資格講習機関の地位を承継 を証する書面 前項の規定により指定資格講習事業の全部

一 前項の規定により合併によつて指定資格講 の法人の定款及び登記事項証明書 習機関の地位を承継した法人にあつては、 そ

三 前項の規定により分割によつて指定資格講 明書証する書面、その法人の定款及び登記事項証 定資格講習事業の全部の承継があったことを 習機関の地位を承継した法人にあつては、指

(資格講習実施の義務)

第四条 指定資格講習機関は、公正に、かつ、 の各号に掲げる基準に適合する方法により資格 講習を行わなければならない。 次

の場所でそれぞれ一回以上行うこと。 とに同表の下欄に掲げる場所のうちいずれ 毎事業年度、次の表の上欄に掲げる区

	東北	北海道 ・	区域
島県	城県、	北海道、	場所
	秋田県、	青森県、	
	山形県、	岩手県、	
	福	宮	

	はより、同表の第四欄に掲げる条件のいずれたより行うこと。 「田和二十二年 (昭和二十二年 )による大学大大は旧等等学校又は旧大学で(大正七年 学者しくは高等専学社ので大正七年 一学校又は旧大学では、 一学校とは、 一学で、 一学で、 一学で、 一学で、 一学で、 一学で、 一学で、 一学で	大のの表のでは、できるでは、次のの表のでは、できるでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないでは、できないできないでは、できないでは、できないでは、できないできないでは、できないできないでは、では、できないでは、では、できないでは、できないでは、できないでは、できないでは、では、できないでは、でき
	理るす関に気排給	三 高田
	三間時 識知るす関に器機費消スガ定 機び及造構料材の器機費消スガ定	識 知能 機 び 及 造
こ 者である三年以上 は旧中等学校文 よる高等学校文 に、特定工事に であること。 であること。	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	三 者の経験を有する三 者であること。
法方け付取の器機	法 方 工 施 の 事 二 費 消 ス ガ 定 特 法 方 用 使 の 具 工 な 要 必 に 事 工 定	——————————————————————————————————————
す、し程関にはは旧による を修りまするででは、 を修りまするででは、 を修りまするででは、 を修りまするででは、 を修りまするででは、 では、まずいでは、 では、まがいでは、 では、 では、まがいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	二 本の関で、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	による工業学校 による工業学校 であること。 である。 で。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 で。 である。 である。 である。 で。 である。 で。 である。 である。 で。 である。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で。 で

者 ま を 程 事 て 十 し	専門法課者	した者	学に関する   七	里 門 学 校	学校令	若しく ニニー 六	IC.	門学校   合	よる大学若しく 間 豆 資気 一 質材素で活り 一 町 用いる	<u>-</u>	た者で   1	を有す 	<u>の</u> 三	<u>る</u>	好産業大臣		備考	年以上の経験を	工事に関する三	であつて、特定	た者を含む。)	専門職大学の前	基づ	を卒業した者	による専門学校	は旧専門学校令	<_	に	字 校_	<	とに	すると認めた者	の知識経験を有	る者と同等以上	が前二号に掲げ	
て定めること。 資格講習の受講手数料は、	と。 「資格講習の受講手数料が、適正な実施に必要と認めら」	<b>ける資各構習業務見呈と質次条第一項の規定により届</b>	つきおおむね二百人以下とす一の資格講習の受講者の数	こと。	る受講者の質問に対し、講義	師は、講義 は、講義	配布すること。	_ =	賢各쁔習つ枚まいること。	材(以下「資格講習の教材等	内容の教科書の教科書	一寺り長りな	止な受講を吐	関する知識を含まないものと	八号)第一条第三号に掲	安全衛生法施行令	この表におい																			_

る知識を含まないものとする。 八号)第一条第三号に掲げるボイラーに 全衛生法施行令 正な受講を防止するための措置を講じる この表にお (昭和四十七年政令第三 資格講習の範囲は、 であること。

あつては視聴覚教材を除く。)は、受講格講習の教材等(視聴覚教材を用いる場 以下「資格講習の教材等」という。)を内容の教科書及び視聴覚教材その他の教 一号の表の第二欄に掲げる事項を含む適

講者の質問に対し、 師は、講義中にされた講義の内容に関す 配布すること。 講義中に適切に応答

条第一項の規定により届け出た同項に規おおむね二百人以下とすること。 の資格講習の受講者の数は、講師一人に

格講習の受講手数料が、資格講習業務の な実施に必要と認められる額であるこ る資格講習業務規程を遵守すること。 3

全国的に統一し

指定資格講習機関は、毎事業年度、各都道府 るおそれがある表示その他の行為をしないこ つては、当該業務が資格講習業務と誤認され 資格講習業務以外の業務を行う場合にあ

含む。) であつ

関する三年以上

て、特定工事に

の経験を有する

一 学校教育法

者であること。

2

3 必要な措置をとるべきことを勧告することがで 資格講習の方法その他業務の方法の改善に関し 認めるときは、当該指定資格講習機関に対し、 格講習が第一項各号の基準に適合していないと の機会を確保するよう努めなければならない。 県において予想される受講を希望する者の受講 経済産業大臣は、指定資格講習機関が行う資

程を修めて卒業 関する学科の課

した者であつて

において工業に

は旧中等学校令 よる高等学校マ

による工業学校

する五年以上の

特定工事に関

5 欄に掲げる科目についてそれぞれ同表の第二欄 に掲げる範囲で、筆記試験により行う。 (資格講習業務規程) 前項の修了試験は、第一項第二号の表の第一 資格講習においては、修了試験を行う。

三 経済産業大臣

であること。 経験を有する者

の知識経験を有 る者と同等以上 が前二号に掲げ

すると認めた者

ればならない。 らない。これを変更しようとするときは、様式 出に係る資格講習業務規程を添えて、当該業務 う。)を定め、様式第五による届出書に当該届 に関する規程 第六による届出書を経済産業大臣に届け出なけ の開始前に、経済産業大臣に届け出なければな

2 げる事項を定めておかなければならない。 前項の資格講習業務規程には、次の各号に掲 その他資格講習の実施の方法に関する事項 する事項 資格講習の申込方法、実施施設、実施体制 資格講習の受講手数料及び収納の方法に関

兀 する事項 科目別担当講師の選任及び解任に関する

三 不正受講の防止及び不正受講者の処分に関

五 資格講習業務に関する帳簿及び書類の保存 に関する事項

七 その他資格講習業務の実施に関し必要な 資格講習業務の内容に係る訂正に関する

資格講習機関に対し、当該資格講習業務規程を 習業務規程が資格講習業務の適正かつ確実な実 変更すべきことを勧告することができる 施を図るため適当でないと認めるときは、指定 事項 経済産業大臣は、第一項の規定による資格講

録を含む。次項において「財務諸表等」とい

の作成がされている場合における当該電磁的記

第四条の二 指定資格講習機関は、資格講習業務 (以下「資格講習業務規程」とい

第十による資格講習修了者名簿を添えて、 過後遅滞なく、様式第九による報告書に、

以内に、その事業年度に実施した資格講習業務 に関し、次の事項について経済産業大臣に報告

びに科目別担当講師の氏名及び略歴 資格講習の実施の日時、場所、受講者数並

資格講習の教材等

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第四条の六 指定資格講習機関は、毎事業年度経 的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては 借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに 過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸 で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録 れるものをいう。以下この条において同じ。) 認識することができない方式で作られる記録で 事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子 あつて、電子計算機による情報処理の用に供さ

(指定資格講習事業の廃止)

第四条の三指定資格講習機関は、 事業を廃止しようとするときは、廃止の日の 大臣に提出し、その承認を受けなければならな 年前までに、様式第七による申請書を経済産業 指定資格講習

(資格講習の実施計画)

第四条の四 変更しようとするときも、同様とする。 当該届出に係る資格講習実施計画を添えて、経 実施に関する計画(以下「資格講習実施計画」 けた後遅滞なく)、その事業年度の資格講習の 日の属する事業年度にあつては、その指定を受 始前に(法第四条第一項第一号の指定を受けた 済産業大臣に届け出なければならない。これを という。)を作成し、様式第八による届出書に 指定資格講習機関は、毎事業年度開

程、募集人員、実施場所、科目別時間数、資格 講習業務の実施に係る収支計画その他資格講習 (資格講習受講者等の報告) の実施に関し必要な事項を定める。 資格講習実施計画においては、資格講習の日

第四条の五 指定資格講習機関は、毎事業年度経

経済 様式

産業大臣に提出しなければならない。 指定資格講習機関は、毎事業年度経過後三月

いなければならない。

資格講習業務の実施に係る収支決算

その他必要な事項

三年間事業所に備え置かなけ

機関の定めた費用を支払わなければならない。 号又は第四号の請求をするには、指定資格講習 掲げる請求をすることができる。ただし、第二 資格講習機関の業務時間内は、いつでも、 資格講習受講者その他の利害関係人は、 ときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が書面をもつて作成されている 次に 指定

一 前号の書面の謄本又は抄本の請求

示する方法により表示したものの閲覧又は謄情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表 ているときは、当該電磁的記録に記録された 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成され

作成できるものに限る。) により提供するこ 的方法であつて次に掲げるもの(受信者がフ との請求又は当該事項を記載した書面の交付 アイルへの記録を出力することにより書面を | 法第四条第一 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁

算機に備えられたファイルに当該情報が記 報が送信され、受信者の使用に係る電子計 法であつて、当該電気通信回線を通じて情 で接続した電子情報処理組織を使用する方 の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 録されるもの 送信者の使用に係る電子計算機と受信者

(指定の取消し等) に情報を記録したものを交付する方法 媒体をいう。)をもつて調製するファイル 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録

第四条の七 経済産業大臣は、指定資格講習機関 習事業の全部若しくは一部の停止を命ずること指定を取り消し、又は期間を定めて指定資格講 ができる。 が次の各号のいずれかに該当するときは、その 第三条の四第一項第一号に適合しなくなつ

たとき

条の二第三項の規定による勧告に従わなかつ たとき 第三条の四第三項、 第四条第三項又は第四

して届出をせず、又は虚偽の届出をしたと二第一項又は第四条の四第一項の規定に違反 第三条の五、第三条の七第二項、第四条の

告をしたとき。 第四条の五第一項若しくは第二項又は次条 規定に違反して報告をせず、 又は虚偽の報

> 五. 号の規定による請求を拒んだとき。 正当な理由がないのに第四条の六第二項各 第四条の六第一項の規定に違反したとき。

t 第五条第二項の規定による公示を行わなか

指定を受けたとき。 不正の手段により法第四条第一項第一号の

(報告の徴収)

第四条の八 経済産業大臣は、資格講習の実施に 必要な限度において、指定資格講習機関に対 ることができる。 し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせ (公示等)

第五条 経済産業大臣は、次の表の上欄に掲げる

場合には、同表の下欄に掲げる事項を公示しな ければならない。 指定年月日

項第一号の指 定をしたとき。 住所並びに代表者の氏名 名称及び所在地 指定資格講習機関の名称及び 資格講習業務を行う事務所の 指定の期限

出があつたと住所 規定による届二: 第三条の五 き(代表者の三 0 変更する事 指定資格講習機関の名称及び 変更年月日

合は除く)。 出の場 氏名の変更の

||よる更新をし 第三条の七第 たとき。 第三条の六第 住所並びに代表者の氏名 名称及び所在地 指定資格講習機関の地位を承 指定の期限 資格講習業務を行う事務所の 指定資格講習機関の名称及び 指定の更新年月日

よる届出があ つたとき 一項の規定に 代表者の氏名 継された者の名称及び住所並びに 継した年月日 指定資格講習機関の地位を承

表者の氏名 継した者の名称及び住所並びに代 指定資格講習機関の地位を承

務所の名称及び所在地 継した者が資格講習業務を行う事 指定資格講習機関の地位を承

規定による承 |第四条の三の| 月日 資格講習業務を廃止する年

認をしたとき。 住所並びに代表者の氏名 指定資格講習機関の名称及び

|規定により指格講習事業の全部若しくは一部 第四条の七の 定を取り消し、 停止を命じた年月日 指定を取り消し、又は指定資

|部の停止を命一部の停止を命じた場合にあつて |講習事業の全住所並びに代表者の氏名 部若しくは一 又は指定資格二 じたとき。 |三 指定資格講習事業の全部又は は、停止を命じた資格講習事業の 指定資格講習機関の名称及び

2 講習を実施する日時、場所その他資格講習の実 らない。 施に関する事項をあらかじめ公示しなければな 経済産業大臣又は指定資格講習機関は、資格 範囲及びその期間

(資格講習の細目)

第五条の二 ののほか、資格講習について必要な事項は、 済産業大臣が定める。 第三条の二から前条までに定めるも

定資格講習機関が定める受講申込書に写真(そ第五条の三 資格講習を受けようとする者は、指 じ。)を添付して当該指定資格講習機関に提出条、第十条の四及び第十三条第一項において同無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第八 た縦三センチメートル、横二・四センチメート の裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載され しなければならない。 (資格講習受講の手続) (認定の基準) のものであつて、申請前六月以内に撮影した

第六条 法第四条第一項第三号の認定は、 号の一に該当する者について行う。 次の各

定講習」という。)の課程を第八条の申請を 八条の二から第八条の四までに定めるところ した日の属する年度内に修了した者 により行う特定工事に関する講習(以下「認 つて、経済産業大臣又はその指定する者が第 次に掲げるいずれかの資格を有する者であ

術検定であつてその種目が管工事施工管理二十七条第一項の規定に基づき行われる技 であるものに合格していること。 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第

口 責任者免状 百四号)第二十七条の二第三項の製造保安 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二 (甲種化学責任者免状、 乙種化

> る。) 又は同法第二十八条第一項の販売主 学責任者免状又は丙種化学責任者免状に限 の交付を受けていること。 任者免状(第二種販売主任者免状に限る。)

技術者免状の交付を受けていること。 ガス事業法第二十六条第一項のガス主任

浴槽設備施工であるものに合格しているこ づき行われる技術検定であつてその職種が 第六十四号)第六十二条第一項の規定に基 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律

ホ 産業省令第十一号。以下「液化石油ガス法正化に関する法律施行規則(平成九年通商正化に関する法律施行規則(平成九年通商・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適 定める条件に適合していること。 施行規則」という。) 第二十五条第三項に

工事に関する一年以上の経験を有している当の知識を有すると認められ、かつ、特定液化石油ガスの災害の発生の防止に関し相 き、経済産業大臣又は都道府県知事により ガス法施行規則第三十七条第三号に基づ 昭和五十四年十一月一日までに液化石

資格認定制度に基づく認定を受け、かつ、 日本瓦斯協会が行う需要家ガス設備点検員 いること。 特定工事に関する一年以上の経験を有して 昭和五十四年十一月一日までに社団法人

課程を修了し、かつ、特定工事に関する一 年以上の経験を有していること。 日本簡易ガス協会が行う調査員認定講習の 昭和五十四年十一月一日までに社団法人

を有することにつき経済産業大臣が定める資 一 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能 格を有する者

### 第七条 削除

(認定の申請)

第八条 法第四条第一項第三号の認定を受けよう る書類及び写真を添付して産業保安監督部長に に規定する者に該当する者であることを証明す とする者は、様式第十一による申請書に第六条 提出しなければならない。

(認定講習機関の指定の申請)

第八条の二 第六条第一号の指定は、当該指定を 受けようとする者の申請により行う。 (認定講習の準用等)

第八条の三 第三条の三から第三条の六までの 定は第六条第一号の指定を受けた者(以下 「の指規 第八条の四 四第三項」と読み替えるものとする。 あるのは「認定講習受講者」と、第四条の七第 と、第四条の六第二項中「資格講習受講者」と 者名簿」とあるのは「認定講習修了者名簿」 あるのは「様式第十の二」と、「資格講習修了 あるのは「様式第九の二」と、「様式第十」と の二」と、 条第一項中「様式第八」とあるのは「様式第八 計画」とあるのは「認定講習実施計画」と、同式第七の二」と、第四条の四中「資格講習実施 と、第四条の三中「様式第七」とあるのは「様 項中「様式第五」とあるのは「様式第五の二」 とあるのは「認定講習業務規程」と、同条第一 の二」と、第四条の二中「資格講習業務規程」 七第二項中「様式第四」とあるのは「様式第四 三」とあるのは「様式第三の二」と、第三条の 式第二の二」と、第三条の六第二項中「様式第 と、第三条の五中「様式第二」とあるのは「様 簿」とあるのは「指定認定講習機関指定簿」 第三条の四第二項中「指定資格講習機関指定 三中「前条」とあるのは「第八条の二」と、 とあるのは「指定認定講習事業」と、第三条の 習業務」と、「指定資格講習機関」とあるのは 習」と、「資格講習業務」とあるのは「認定講 第一号」と、「資格講習」とあるのは 用する。この場合において、これらの規定中 の二までの規定は指定認定講習機関について準 ついて、第三条の七及び第四条の二から第五条 定認定講習機関」という。)の申請及び指定に (認定講習実施の義務) 二号中「第四条第三項」とあるのは「第八条の 「法第四条第一項第一号」とあるのは「第六条 「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と、 「指定認定講習機関」と、「指定資格講習事業」 「様式第六」とあるのは「様式第六の二」 指定認定講習機関は、公正に、 第四条の五第一項中「様式第九」と 「認定講

科目 ガ 識知礎基るす関に気排給る係に器機費 範囲 能機び及造構の置装気排給 論理る 一 学校教育法に 程を修めて同法(当該学科の課 めて卒業した者学科の課程を修 による工業学校 よる高等学校又 において工業に は旧中等学校令 の経験を有する 関する三年以上 含む。) であつ を修了した者を 大学の前期課程 又は旧大学令に 者であること。 に基づく専門職 は工学に関する において理学又 による専門学校 は高等専門学校 よる大学若しく て、特定工事に は旧専門学校令 よる大学若しく 学校教育法と 間時

り認定講習を行わなければならない。

次の各号に掲げる基準に適合する方法によ

の場所でそれぞれ一回以上行うこと。とに同表の下欄に掲げる場所のうちいずれか

北 東 北 道

北海道、県、

秋田県

山形県、岩手県、

福

島県

区域

毎事業年度、次の表の上欄に掲げる区域ご

る時間以上の講義により行うこと。 に適合する講師により、同表の第四欄に掲げ いて、同表の第三欄に掲げる条件のいずれ 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応 中部 関東 縄州国国畿 ・・・・ 沖九四中 それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲につ 茨城県、 福井県 富山県、 知県、 徳島県、香川県、愛媛県、岡山県、広島県、山口県、 歌山県、鳥取県、島根県、阪府、兵庫県、奈良県、和 宮崎県、鹿児島県、沖縄県 長崎県、熊本県、大分県、 高知県、福岡県、 長野県、静岡県 、千葉県、 三重県 石川県、 栃木県、 滋賀県 新潟県、 東京都、群馬県、 京都府、 岐阜県、 佐賀県、 山梨県、 神 埼

法方工施の事工 法方け付取の器機費消スガ定特 法方用使の具工な要必に事工定特 一 学校教育法! であること。 経験を有する者 する五年以上の 程を修めて卒業 よる高等学校マ 者であること。 の経験を有する 関する三年以上 含む。) であ を修了した者を 大学の前期課程 る者と同等以上 が前二号に掲げ する五年以上の 程を修めて卒業 が前二号に掲 関する学科の課 において工業に による工業学校 は旧中等学校令 に基づく専門 程を修めて同法 めて卒業した者 学科の課程を修 は工学に関する は旧専門学校会 よる大学若しく 又は旧大学令に は高等専門学校 よる大学若しく すると認めた者 の知識経験を有 経験を有する者 した者であつて て、特定工事に において理学▽ による専門学校 であること。 であること。 (当該学科の課 した者であつて 経済産業大臣 特定工事に関 特定工事に関 学校教育法に 経済産業大臣 間時

令法るす関に安保の器機費消スガ 例故事る係に陥欠の事工 因原のそび及故事る係に陥欠の事 令法係関他のそにび並則規び及 は工学に関するにおいて理学又 含む。) であ を修了した者を 大学の前期課程 程を修めて同法 めて卒業した者 学科の課程を修 は旧専門学校令 よる大学若しく 又は旧大学令に は高等専門学校 あること。 知識経験を有す 者と同等以上の が前号に掲げる こと。 有する者である 年以上の経験を 工事に関する言 であつて、特定 た者を含む。) 期課程を修了 専門職大学の前 を卒業した者 による専門学校 は旧専門学校令 よる大学若しく 又は旧大学令に は高等専門学校 よる大学若しく すると認めた者 の知識経験を有 る者と同等以上 に基づく専門職 による専門学校 よる大学若しく ると認めた者で であること。 (当該学科の課 (同法に基づく 経済産業大臣 学校教育法に 学校教育法に 特定工事 間時 間時

程を修めて卒業 の知識経験を有 る者と同等以上 が前二号に掲げ 関する学科の課 よる高等学校マ の経験を有する すると認めた者 であること。 する五年以上の において工業に による工業学校 は旧中等学校令 者であること。 であること。 経験を有する者 した者であつて 学校教育法 経済産業大臣 特定工事に関 3 2

三 不正な受講を防止するための措置を講じる 備考(この表において、 働安全衛生法施行令第一条第三号に掲げるボ イラーに関する知識を含まないものとする。 認定講習の範囲は、 2

切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教 用いること。 材(以下「認定講習の教材等」という。)を 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適 認定講習の教材等(視聴覚教材を用いる場

者に配布すること。 る受講者の質問に対し、講義中に適切に応答 合にあつては視聴覚教材を除く。)は、受講 講師は、講義中にされた講義の内容に関す

定する認定講習業務規程を遵守すること。 条の二第一項の規定により届け出た同項に規 つきおおむね二百人以下とすること。 すること 認定講習の受講手数料が、認定講習に係る 前条の規定により読み替えて準用する第四 一の認定講習の受講者の数は、講師一人に

業務(以下「認定講習業務」という。)の適 正な実施に必要と認められる額であること。 て定めること。 認定講習の受講手数料は、全国的に統一し 認定講習業務以外の業務を行う場合にあ

つては、当該業務が認定講習業務と誤認され

るおそれがある表示その他の行為をしないこ

十二 認定講習終了後、指定認定講習機関は、 十三 前号の修了証は様式第十二によるものと を交付しなければならない。 認定講習を修了した者に対し、認定講習の修 了を証する書面(以下「修了証」という。)

県において予想される受講を希望する者の受講 認定講習の方法その他の業務の方法の改善に関 認めるときは、当該指定認定講習機関に対し、 定講習が第一項各号の基準に適合していないと の機会を確保するよう努めなければならない。 できる。 し必要な措置をとるべきことを勧告することが 指定認定講習機関は、毎事業年度、各都道府 経済産業大臣は、指定認定講習機関が行う認

(再講習)

第九条 法第四条第二項の経済産業省令で定める 年とする。 た日)の属する年度の翌年度の開始の日から三 目以降のものについては、前回の再講習を受け 期間は、資格証の交付を受けた日(同項に規定 する講習(以下「再講習」という。)で第二回

ることが困難であるときは、経済産業大臣が当 得ない事由により前項の期間内に再講習を受け 該事由を勘案して定める期間内に再講習を受け なければならない。 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを

(再講習機関の指定の申請)

第十条 第十条の二 第三条の三から第三条の六までの規 「指定再講習機関」という。)の申請及び指定に けようとする者の申請により行う。 定は法第四条第二項の指定を受けた者(以下 (再講習の準用等) ついて、第三条の七及び第四条の二から第五条 法第四条第二項の指定は、当該指定を受

あるのは「様式第一の三」と、第三条の四第二 条」とあるのは「第十条」と、「様式第一」とは「指定再講習事業」と、第三条の三中「前 講習機関」と、「指定資格講習事業」とあるの と、「指定資格講習機関」とあるのは「指定再 二項」と、「資格講習」とあるのは「再講習」 第四条第一項第一号」とあるのは「法第四条第 する。この場合において、これらの規定中「法 の二までの規定は指定再講習機関について準用 「資格講習業務」とあるのは「再講習業務

> 五第一項中「様式第九」とあるのは「様式第九 条の二中「資格講習業務規程」とあるのは「再 るのは「第十条の三第四項」と読み替えるもの の三」と、「様式第十」とあるのは「様式第十 第四条の四中「資格講習実施計画」とあるのは とあるのは「様式第六の三」と、第四条の三中 とあるのは「様式第五の三」と、「様式第六」 第三条の六第二項中「様式第三」とあるのは とする。 の三」と、「資格講習修了者名簿」とあるのは 八」とあるのは「様式第八の三」と、第四条の 講習業務規程」と、同条第一項中「様式第五」 式第四」とあるのは「様式第四の三」と、第四 と、第四条の七第二号中「第四条第三項」とあ 「再講習実施計画」と、同条第一項中「様式第 「様式第七」とあるのは「様式第七の三」と、 「資格講習受講者」とあるのは「再講習受講者 「再講習受講者名簿」と、第四条の六第二項中 「様式第三の三」と、第三条の七第二項中「様 「様式第二」とあるのは「様式第二の三」と、 指定再講習機関指定簿」と、第三条の五中

第十条の三 指定再講習機関は、公正に、かつ、 次の各号に掲げる基準に適合する方法により再 (再講習実施の義務)

講習を行わなければならない。 り昜近でそぃごぃーヨメヒテうここ。とに同表の下欄に掲げる場所のうちいずれ 毎事業年度、次の表の上欄に掲げる区域ご

	玉	中国・四			近畿		中部				関東		東北	北海道・	区域	の場所てそれそ
川県、愛媛県、高知県	島県、山口県、徳島県、香	鳥取県、島根県、岡山県、広	歌山県	阪府、兵庫県、奈良県、和	福井県、滋賀県、京都府、大	知県、三重県	富山県、石川県、岐阜県、愛	長野県、静岡県	奈川県、新潟県、山梨県、	玉県、千葉県、東京都、神	茨城県、栃木県、群馬県、埼	島県	城県、秋田県、山形県、福	北海道、青森県、岩手県、宮	場所	れぞれ 一回以上行うこと

項中「指定資格講習機関指定簿」とあるのは じ、 いて、同表の第三欄に掲げる条件のいずれ 九 次の表の第一欄に掲げる科目の区分に応 それぞれ同表の第二欄に掲げる範囲に 縄州 福岡県 児島県、沖縄県 本県、大分県、 佐賀県、

宮崎県、 長崎県、

鹿 熊

寺巨	科目	る時間以	に適合する講
去、合	範囲	以上の講義	師に
一学交牧育去こ	講師	我により行うこと。	により、同表の第四欄
一寺	時間		に掲げ

			_
・	令 治	特法るす関に安保の器機費消スガ <sub>定</sub>	
二 事定び器費ス定 要の方施事定 に工特及機消ガ特 概法工の工特		法 内正び要の法関のに並省こ及、 容の改及概令係他そび令のび令	` 囲
一 学校教育法に 大学の前期課門学校教育法に と基づく専門学校教育法で で基づく専門学校教育法で と基づらの前期課刊学校 で基づく専門学校会 に基づらの前期課刊学校会 に基づらの前期課刊学校会 に基づらの前期課刊学校会 に基づらに とを修うで の前の記述が の記述が	をより」の 有する者である 有する者である 者と同等以上の お前号に掲げる を有す ると認めた者で あること。	一 学校教育法 による大学若しく は高等専門学校令 は旧専門学校会 による専門学校会 による専門学校会 を卒業した基づく 事門職大学おしく をを書した があつて、特定 であつて、特定 であつく であつく	ξ ξ
二間時		二 間 時	時間

例故事る係に陥欠の事工 欠陥  $\mathcal{U}$ 故 る に 事 容 の進 技 する 歩 含む。) であ めて卒業した者 又は旧大学令に の知識経験を有 る者と同等以上 が前二号に掲げ 者であること。 関する五年以上 含む。) であつ の経験を有する 関する三年以上 を修了した者を 大学の前期課程 程を修めて同法 学科の課程を修 は工学に関する は旧専門学校会 よる大学若し、 は高等専門学校 よる大学若しく であること。 すると認めた者 の経験を有する て、特定工事 程を修めて卒業 関する学科の課 において工業に は旧中等学校令 よる高等学校マ 者であること。 の経験を有する 関する三年以上 て、特定工事 を修了した者を て、特定工事に において理学マ による専門学校 による工業学校 に基づく専門職 (当該学科の課 学校教育法 経済産業大臣 学校教育法に た者であ 間時 2 びに指定再講習機関の認印等を付さなければな 所定欄に受講年月日及び受講場所を記載し、並 備考 六 講師は、講義中にされた講義の内容に関す 五 再講習の教材等(視聴覚教材を用いる場合 三 不正な受講を防止するための措置を講じる 指定再講習機関は、再講習終了後、資格証のそれがある表示その他の行為をしないこと。 条の二第一項の規定により届け出た同項に規 きおおむね二百人以下とすること。 る受講者の質問に対し、講義中に適切に応答 ラーに関する知識を含まないものとする。 安全衛生法施行令第一条第三号に掲げるボイ に配布すること。 にあつては視聴覚教材を除く。)は、受講者 材(以下「再講習の教材等」という。)を用 切な内容の教科書及び視聴覚教材その他の教 ては、当該業務が再講習業務と誤認されるお 定めること に必要と認められる額であること。 (以下「再講習業務」という。) の適正な実施 定する再講習業務規程を遵守すること。 すること。 いること。 再講習の受講手数料は、全国的に統一して 再講習の受講手数料が、再講習に係る業務 前条の規定により読み替えて準用する第四 第二号の表の第二欄に掲げる事項を含む適 一の再講習の受講者の数は、講師一人につ この表において、 再講習業務以外の業務を行う場合にあつ 再講習の範囲は、 が前二号に掲げ すると認めた者 の知識経験を有 る者と同等以上 者であること。 の経験を有する 関する五年以上 程を修めて卒業 関する学科の課 において工業に であること。 は旧中等学校令 て、特定工事に による工業学校 した者であつ 経済産業大臣 労働 3 2 2 3 4 は、資格証再交付申請書に当該資格証を添付し

習の方法その他業務の方法の改善に関し必要な めるときは、当該指定再講習機関に対し、再講 機会を確保するよう努めなければならない。 措置をとるべきことを勧告することができる。 るとき、又は第二項の規定に違反していると認 習が第一項各号の基準に適合していないと認め において予想される受講を希望する者の受講 経済産業大臣は、指定再講習機関が行う再講 指定再講習機関は、毎事業年度、各都道府県

第十条の四 再講習を受けようとする者は、指定 再講習機関が定める受講申込書に写真を添付し て当該指定再講習機関に提出しなければならな

(資格証の様式)

第十一条 法第四条第四項の資格証は、様式第十 三によるものとする。 (資格証の交付)

の認定をした者に対し、資格証を交付しなけ 第四条に規定する資格講習の課程を修了した者 号の規定により経済産業大臣が指定する者は、 ばならない。 に対し、資格証を交付しなければならない。 産業保安監督部長は、法第四条第一項第三号

(資格証の再交付の手続)

資格証を汚し、損じ、若しくは失つてその再交第十三条 資格証の記載事項に変更を生じ、又は 格証再交付申請書に写真を添付して当該資格証 付を受けようとする者は、様式第十四による資 を汚し、若しくは損じて前項の申請をするとき を交付した者に提出しなければならない。 資格証の記載事項に変更を生じ、又は資格証 2

資格証を交付した者ここれを書すべい、当該一つた資格証を発見したときは、遅滞なく、当該人

第十四条 法第六条の規定により、特定工事事業 様式第十五による表示を付さなければならな すい箇所に、容易にはく離しない方法により、者は、特定工事に係る特定ガス消費機器の見や

|第十五条 法第六条の経済産業省令で定める事項 は、 次の各号に掲げるものとする。

三 施工内容 番号 施工年月日

(再講習受講の手続)

第十二条 経済産業大臣又は法第四条第一項第一

なければならない。

(表示の方法)

(表示すべき事項)

督者の氏名及び資格証(液化石油ガス設備士 ら特定工事を行つたガス消費機器設置工事監 に監督し、又は同条ただし書の規定により自 にあつては、液化石油ガス設備士免状)の 法第三条本文の規定により特定工事を実地 特定工事事業者の氏名又は名称及び連絡先

第十六条 都道府県知事は、法第七条の規定によ り報告の徴収を行つたときは、令第三条第二項 大臣に報告しなければならない。 管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業 徴収に係る特定工事事業者の事業所の所在地を の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の (経済産業大臣に対する都道府県知事の報告)

九条、 附則第一項ただし書に定める日から施行する。 監督に関する法律施行令の一部を改正する政令 一月一日)から施行する。ただし、第三条、第 この省令は、法の施行の日(昭和五十四年十 この省令は、特定ガス消費機器の設置工事 令第四三号) 第十条及び第十五条第二号の規定は、法 則 (平成六年五月一三日通商産業省

#### ら施行する。 令第九号) 則 (平成九年二月二八日通商産業省

(平成五年政令第三百九十六号) の施行の日

できる。 月三十一日までは、なお従前の例によることが 改正後の様式第四については、平成十二年三 この省令は、公布の日から施行する。

### 令第一一号) 抄 則 (平成九年三月一〇日通商産業省

|第一条 この省令は、平成九年四月一日から施行 する。 (施行期日)

### |第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行 省令第三四号) (平成一〇年三月三〇日通商産業

する。 省令第四五号) (平成一一年三月三一日通商産業

### この省令は、公布の日から施行する。 業省令第一三〇号) (平成一一年一二月二七日通商産

## 業省令第二八〇号) 則 (平成一二年一〇月三一日通商産

この省令は、平成十三年一月六日から施行す

### 省令第二一号) 則 (平成一七年三月一一日経済産業

この省令は、平成十七年四月一日から施行す

### 業省令第一〇八号) 則 (平成一八年一二月二二日経済産

この省令は、平成十九年四月一日から施行す

### 省令第四一号) 則 (平成二四年五月三一日経済産業

第一条 この省令は、平成二十四年六月十五日か ら施行する。 (特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する

(施行期日)

法律に規定する講習を行う者を定める省令の廃

第二条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関 廃止する。 する法律に規定する講習を行う者を定める省令 (平成十三年経済産業省令第百四十八号) は、

第三条 この省令の施行の際現に廃止前の特定ガ 十一日までの間は、なお従前の例による。 受けている者については、平成二十五年三月三 定する講習を行う者を定める省令による指定を ス消費機器の設置工事の監督に関する法律に規 (経過措置)

第四条 この省令の規定による改正後の特定ガス が指定する者が行う講習は、平成二十五年四月 施行規則第六条第一号に規定する経済産業大臣 消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規 一日から行うものとする。 (以下「新施行規則」という。) の規定によ 法第四条第一項第一号及び第二項並びに新 2

むね三年以内に、新施行規則第三条の三から第 ときには、必要な措置を講ずるものとする。 五条まで、第八条の四及び第十条の三の規定に いて所要の検討を加え、必要があると認める

### 省令第一五号) (平成二九年三月二八日経済産業 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気事業法等の一部を改正 する等の法律(以下「改正法」という。)附則 十九年四月一日)から施行する。 第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二

### 令第四三号) (平成三〇年七月六日経済産業省

する。 この省令は、平成三十一年四月一日から施行

#### 省令第一五号) 則 (平成三一年二月二七日経済産業

この省令は、平成三十一年四月一日から施行

### 第一七号) 則 (令和元年七月一日経済産業省令

する法律の施行の日(令和元年七月一日)からこの省令は、不正競争防止法等の一部を改正 施行する。

### 令第一五号) 則 (令和二年三月一七日経済産業省

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 (令和二年一二月二八日経済産業

名称及び代表者の近年 特定ガメ消費機器の設置工事の数書に関する法律担行規則第3条の3の規 度により、次のとおり特定ガメ消費機器の設置工事の数書に関する法律第4 条第1項第1号の創定を受けたいので、申請します。

#### (施行期日) 省令第九二号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令に 後の様式によるものとみなす。 る等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令 条による改正前の電気事業法等の一部を改正す 様式第十三を除く。)は、この省令による改正 よる改正前の様式(次項において「旧様式」と この省令の施行の際現にある旧様式による用 いう。)により使用されている書類(第九十一

### 当分の間、これを取り繕って使用することがで に関する省令様式第十三を除く。) については、一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置 紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の

### 第三二号) 則 (令和五年六月九日経済産業省令

#### (施行期日)

 この省令は、 る。 令和五年六月九日から施

#### (経過措置)

2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規 定による写真の提出については、これらの規定

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による 文書については、この省令による改正後のそれ 改正前の様式による受験願書、申請書その他の にかかわらず、当分の間、なお従前の例による|様式第1の2(第8条の3関係)

## ぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれ を使用することができる。

省令第六三号) 抄 則 (令和五年一二月二八日経済産業

この省令は、公布の日から施行する。 第三〇号) 則 (令和六年四月一日経済産業省令

この省令は、令和六年四月一日から施行す

様式第1 (第3条の3関係) る。



	2002741	海岸教育	<b>8306</b> #	拼音			
					4		В
经资金第大区 撥							
		- 6	主断				
		4	お物理が	代表者	の形容		
特定ガス純素機器の	<b>设置工事</b>	の散音に	関する	法律员	SEM B	3930-9	02
定により読み替えて娘 学ガス消費機器の影響	用する目的	提別數	1803	空機度	1535	. 80	25
エスス州黄敬春の設定 いので、中操します。	下台()湖(	H1-063	08:9	56 4 56	州工場	00/MB70	22
WINDS THE RESERVE	2 2 to de	T					
再構製業務を開始し 6年月日	4969						

報送費3 (第3条の主報等) (中国連番目の主義、中国連目の主義を行って発生的・単数分 取び取り需要を配置する場合 中月 日 最前提案大工 男 に 別 に 別 に 別 に 別 に 別 に 別 に 別 に 別 に 別 に 別	
報式第3.0-2(隋4.命①3周卯)(YOMEROY-NA, HOMEROY-NISEROY-NY AU)	
放送記念部を受ける場合	
報義等30分(関連のよう開発)が7900年から、後、中国は最初で一日 第20 からの表情を発生を必要を 中月日 最初の意義とは、異 世界 日本のようには、日本の表情をできる。 「本のようには、日本の表情をできる。」 「本のようには、日本のよりには、日本のようには、日本のようには、日本のようには、日本のようには、日本のようには、日本のようには、日本のようには、	
株式賞(第3条の7部列)(YOMARON on HOMBREY) **7部開始(**一年記)  が記る音楽が他な事業を表しま  中 月 日  経済を表して 関  世 市  68分グで表でのたら	

日本の人で作用のでは、 中の日本では、日本の人で作用のでは、 中の日本では、日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、日本の日本では、 日本の日本では、 日本の日本では 日本の日

栜
式
第
4
の
2
$\bigcirc$
第
8
条
の
3
関
係
$\sim$

株式業・ウェ (信を会う 3階分) 「中国集化」・4、 化工業化で・11版を100・一年 400 年の 100 日本の	
報道第4の3 (国际をつう発表) (中の連合の一名、もの組合の一名 (国際をつう発表) (中の連合の主義 は私)。	様式第4の3(第10条の2関係)
現民間 ( 図 1 色つ 2 図の) (1700名を付、20、4328年で 4)12年から - 中本の)  「京田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	
報信を行う。(第1条のう策等)、(中級条件・収入・収益条件・分)指金件・一年 会社 ジングを経済を経過できる。 本月 日 成の実現大阪 東	

	再牌回菜祭机任居出	*		
		ajc.	Я	b
经济藻集大区 股				
	住 用 名称及25	大胆者の氏名		
別能のとおり再講問題 の監督に関する法律館と 専門第4条ので第1項	・	物定ガス損費 こより読み報	機器で 大て単	設開

日本のプログルンのでは、主体系数数人ととこと。
 日本のグログルのでは、主体系数数点を対象がある。

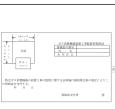


報送数子 (第4条の3項目) (YPMの金の1・金件 4月20年) (YPMの金の1・4月20年) (YPMの金の1・
株式第7 の3 (株1条の3 原列) (市成金の7 - 49、40点金句** + 10届年の**・年 の
型型で変更を の関係を受ける。 の関係を行成のなり、 関係を行成のなり、 関係を行成のなり、 関係を行成のなり、 のののののできない。ためを実施をおしたでととし、 は、これののできない。ののできるがいた。まただ のは、これのできない。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、
の成分 から (日)
株式等1 (第4条の1様型) (YPMARATO - AN ATMARTO - A YMMARO) - 中部の (PMARATO - AN ATMARTO - A YMMARO) - 中部の (PMARATO - AN ATMARTO - A YMMARO) - A MARATO

		2001	100,000	担訴 上傳	-		н
经外条单	C 80				*	4	ы
	18			E 5	r Estresis	ord e	
別数のとは 歴工事の数数 する同規則は	り野定機器 に関する他 4条の4節	の実施 準施行 1 項の)	計画を作り 規則数との 規定により	14500 14500	1 ME 2		教育学会
作成した3	(施計画の年	×					
独定の類目							
(雑布) こ	の月動の大名	es.	日本産業	授格 A 4	とするこ	Ŀ.	

THE	SECTIONS IS	rie .			
		4		Я	н
经资金架大区 殿					
	-	25			
	- 6	お及び代謝	僧の	供台	
別紙のとおり再携間の実施計画を 事の職者に関する法律施行機用罪	作業したの	T. PER	(Z)	25	928 728
同規則第4条の4第1項の根定に	より掛け出	£ţ,			
作成した実施計画の年度					
保守の関係					

l:	5
(成立1月) (国地かり開発) (円面を付けらればない・1日本日) (日本日本日) (日本日本日) (日本日本日) (日本日) (日本日本日) (日本日) (日	村田寛文の文(寛)(今の2間付)
(株式市) 日本会の14日の、7日本会の14日の「中国 日本会の14日本の「中国 日本会の14日本の「中国 日本会の14日本の「中国 日本会の14日本の「中国 日本会の14日本の14日本の14日本の14日本の14日本の14日本の14日本の14日本	本元章。(〈賞4号の『見信〉
### 20 日本の記憶 : ** 1 日本	村宝笠、〇〇名(笠を名の、目信)
構成部12の3(周辺後の7単同)(YPROMENT + AM、それ回来ない・サリ京都のマー ・	木豆等。(ひこ)(質・)(



		71	12	21	2	33	52	192							]
受講年月日	fr:85期限	-	Ž,	į\$	杂	Æ	_	18	8	光	×	8	1S	R)	ł
_							_							_	1
		-	-	_	_	_	_	$\vdash$	_	_	_	_	_	_	ł
															l
			_	_	_	_	_	$\vdash$	_	_	_	_	_	_	ľ
															1
		-	_	_	_	_	_	$\vdash$	_	_	_	_	_	_	ł
								_							1

株式賞1 (第4条の1長型) (中級機能化・4分、15条件) 一神化1 デルが機能機能が正常を登せて運動を注 第一条に 発 企業等を認めておりません。 企業等を認めておりません。 かかっては機能が必要となる機能が必要が必要が注意するからに至 で表現を受けるこのを形でからより。 (機能) この間的の大きらは、日本業務的人とすること。

| 全部(4) (1950年415・49、 1950年617 - 19521 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1952 | 1

様式第1:
4
第10
3条
関

CN 15 (W14650G)	(YOMEST-108, TOMEST-11928497)
9	定ガス消費機器の設置工事の職督に する法律類 6条の製定による表示
工事事業者の長名 又は名称及び連絡先	TEL
監督者の氏名	
資格区の数号	
施工内容及び	* # #

第13条関係)

様式第15(第14条関係)